

イ 最終確認画面に表示がなかったことによる取消権について（特定商取引法 第15条の4）

アで説明した6つの項目を正しく表示せず、消費者が下記のように勘違い等により申込みをしてしまった場合は、契約を取り消すことができます。

- 事実と異なる表示をして、消費者がそれを事実と勘違いして申込みした場合
- 必要な表示をしなかったため、表示されていない事項が存在しないと勘違いして申込みをした場合
- 申込みボタンと分からないままにボタンを押してしまった場合 など

ウ 顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止（特定商取引法 第14条 第1項第2号）

特定商取引法では、インターネット通信販売での申込みの際に、消費者が申込内容を容易に確認し、かつ、訂正できるように画面設定等をしていないことを「顧客の意に反して」「契約の申込みをさせようとする行為」として禁止しています。

（詳細については、消費者庁HP掲載「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」参照）

最終確認画面で何を確認したらよいかについては、実践問題④、⑤でチャレンジすることができます。

（4）誇大広告の禁止（特定商取引法 第12条）

特定商取引法では、次のような広告を禁止しています。

- 著しく事実に相違する表示
- 実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示

（5）前払式通信販売について（特定商取引法 第13条）

特定商取引法では、事業者が前払式の通信販売を行う場合で、代金を受け取った後の商品の引渡しに時間がかかるとき（取引の実態からみて一週間程度を過ぎる場合）は、次の事項を書面に記載して通知をしなければならないとされています。

- 申込みの承諾の有無
- 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- 受領した金銭の額
- 当該金銭を受け取った年月日
- 申込みを受けた商品とその数量
- 承諾する場合には、商品の引渡時期

インターネット通信販売について、特定商取引法の規制内容の概要を説明しました。

では、次に、トラブル事例に沿って、見ていきましょう。